

令和4年(行コ)第43号 公有地無償貸与取消請求事件

控訴人 佐倉邁 他2名

被控訴人(相手方) 三重県

令和4年12月12日

名古屋高等裁判所民事第4部口係 御中

控訴人代表 佐倉邁

控訴人 内田信也

控訴人 橋詰佳一

被控訴人 三重県

同代表者兼処分行政庁 三重県知事重県知事

一見勝之

準備書面(1)

- 1 被控訴人の被控訴答弁書は本件控訴理由要件に対する論拠のない、反証に値しない法的合理性を欠く答弁であり、控訴人の主張が正しいことを裏付けるにすぎないものである。
- 2 本件控訴理由は、控訴理由書で詳述してある通り原審判決理由は、被控訴人に対し、控訴人が「出訴期間」に対し答えていないという理由によるものであるが、この裁判官の判断は事実には反することは、控訴理由書4ページ第8項において詳述してある通りであり、本件控訴の争点はこの一点であります。

3 原審においては、出訴期日に対する審議は行われず、第二回公判(令和4年6月20日)において裁判官が被控訴人に対し何か?と出訴期日について意見を求めたが何もありませんと答えており、被控訴人は出訴期日に対する反論の書面も提出しておらず、この時点で裁判が打ち切られ、判決に至ったのであり、被控訴人が最終弁論で何もありませんと答えているにもかかわらず原審裁判官は控訴人が被控訴人に対して出訴期日に対して答えていないという理由で原審の訴訟を棄却したことは明らかに事実を反する判決であり、被控訴人の答弁書は原審裁判官の弁護するにも値しない本件控訴要件事実に反する答弁であり、本件控訴理由に対する反証は原審裁判官だけが行うべき問題であります。

4 以上述べたことから被控訴人の答弁書は控訴人の控訴理由に対する反論に値しない法的合理性のない主張であることは明白であります。

また、被控訴人は公職者の職責として、法事主義をもって行政責任を負う立場にありながら、民主的意思決定プロセスを踏まず多くの公園利用者の権利を無視する法理に反した政策が本件紛争を起こしたものであり、これは、憲法三原則の人権・国民主権・平和主義に反するものであることは明らかであります。

依って、原審判決を破棄し、控訴人ら多数の公園利用者・国民の権利である公正なる裁判を開始することを強く求めるものであります。

以上。